

【第2号議案】 地域グループ移行後の規約変更について

大学図書館問題研究会 京都支部規約新旧対照表		
	旧	備考欄
<p>大学図書館問題研究会 <u>京都地域グループ</u>規約  <u>2016年 月 日</u>制定</p> <p>わたしたちは「大学図書館員は、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利を保障する立場から『求める資料を求める人の手に』を合言葉に、学術情報にかかわるすべての人々と連携・協力して学習・研究・実践を行う」という基本方針に基づいて活動をすすめます。</p> <p>(名称)            第1条            本<u>グループ</u>は、大学図書館問題研究会京都<u>地域グループ</u>と称します。</p> <p>(目的)            第2条            本<u>グループ</u>は大学図書館問題研究会の会則に従い、会員相互の交流を深めるとともに、研修・経験交流の場を提供することで大学図書館の発展に寄与することを目的とします。</p> <p>(事業)            第3条            前条の目的を達成するために次の事業をおこないます。</p> <p>1  <u>グループ</u>報の発行</p> <p>2            研究交流会の開催</p> <p>3</p>	<p>大学図書館問題研究会 <u>京都支部</u>規約  <u>2005年01月22日</u>制定</p> <p>わたしたちは「大学図書館員は、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利を保障する立場から『求める資料を求める人の手に』を合言葉に、学術情報にかかわるすべての人々と連携・協力して学習・研究・実践を行う」という基本方針に基づいて活動をすすめます。</p> <p>(名称)            第1条            本<u>支部</u>は、大学図書館問題研究会京都<u>支部</u>と称します。</p> <p>(目的)            第2条            本<u>支部</u>は大学図書館問題研究会の会則に従い、会員相互の交流を深めるとともに、研修・経験交流の場を提供することで大学図書館の発展に寄与することを目的とします。</p> <p>(事業)            第3条            前条の目的を達成するために次の事業をおこないます。</p> <p>1  <u>支部</u>報の発行</p> <p>2            研究交流会の開催</p> <p>3      1</p>	

<p>総会の開催</p> <p>4 その他本<u>グループ</u>に必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本<u>グループ</u>は京都府の大学図書館員および本<u>グループ</u>が認めた会員で組織します。</p> <p>2 <u>グループ</u>会員は本<u>グループ</u>のすべての事業に参加し、<u>グループ</u>報の配布を受けることができます。</p> <p>3 京都<u>地域グループ</u>に所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、<u>グループ</u>会費を納めることによって、<u>グループ</u>報の配布を受けることができます。</p> <p>(総会) 第5条 本<u>グループ</u>の最高機関を総会とし、すべての<u>グループ</u>会員はこの総会に出席し、発言し、議決に加わる権利を有します。</p> <p>2 総会は年1回<u>グループ代表</u>が招集し開かれます。ただし、委員会が必要としたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に総会を開くことができます。</p> <p>3 総会は活動方針、予算、決算、委員の選出およびその他必要事項を審議し、決定します。</p>	<p>総会の開催</p> <p>4 その他本<u>支部</u>に必要な事業</p> <p>(会員) 第4条 本<u>支部</u>は京都府の大学図書館員および本<u>支部</u>が認めた会員で組織します。</p> <p>2 <u>支部</u>会員は本<u>支部</u>のすべての事業に参加し、<u>支部</u>報の配布を受けることができます。</p> <p>3 京都<u>支部</u>に所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、<u>支部</u>会費を納めることによって、<u>支部</u>報の配布を受けることができます。</p> <p>(総会) 第5条 本<u>支部</u>の最高機関を総会とし、すべての<u>支部</u>会員はこの総会に出席し、発言し、議決に加わる権利を有します。</p> <p>2 総会は年1回<u>支部長</u>が招集し開かれます。ただし、委員会が必要としたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があるときは臨時に総会を開くことができます。</p> <p>3 総会は活動方針、予算、決算、委員の選出およびその他必要事項を審議し、決定します。</p>	
---	--	--

<p>(委員会)</p> <p>第6条 本グループにグループ代表 1 名を含む委員会をおき、会務を担当します。</p> <p>2 委員は総会において選出し、選出された委員はグループ代表 1 名を互選します。</p> <p>3 委員会のもとに事務局をおきます。</p> <p>(グループ委員)</p> <p>第7条 グループ代表は本グループを代表し、会務を主宰し、総会、委員会を招集します。グループ代表の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>2 委員は会務を分担し、その任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第8条 本グループに監査委員 1 名以上をおきます。</p> <p>2 監査委員は総会において選出します。</p> <p>3 監査委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第6条 本支部に支部長 1 名を含む委員会をおき、会務を担当します。</p> <p>2 委員は総会において選出し、選出された委員は支部長 1 名を互選します。</p> <p>3 委員会のもとに事務局をおきます。</p> <p>(支部委員)</p> <p>第7条 支部長は本支部を代表し、会務を主宰し、総会、委員会を招集します。支部長の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>2 委員は会務を分担し、その任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第8条 本支部に監査委員 1 名以上をおきます。</p> <p>2 監査委員は総会において選出します。</p> <p>3 監査委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。</p>	
---	---	--

<p>(全国委員)</p> <p>第 9 条 本<u>グループ</u>に全国委員 1 名をおきます。</p> <p>2 全国委員は総会において選出します。</p> <p>3 全国委員は<u>グループ</u>委員であることを要件とします。</p> <p>(財政)</p> <p>第 10 条 本<u>グループ</u>の経費は<u>地域グループ</u><u>費</u>、<u>助成金</u>、事業収入および寄付金でまかない、購読会員は<u>地域グループ</u><u>費</u>を前納しなければなりません。</p> <p>2 <u>地域グループ</u><u>費</u>は年額 2000 円とします。</p> <p>3 本<u>グループ</u>の予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。</p> <p>4 委員会は<u>グループ</u>会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。</p> <p>5 本<u>グループ</u>の会計年度は 7 月 1 日よりはじまり、翌年 6 月 30 日に終わります。</p> <p>(規約改正)</p> <p>第 11 条 この<u>グループ</u>規約の改正は総会にお</p>	<p>(全国委員)</p> <p>第 9 条 本<u>支部</u>に全国委員 1 名をおきます。</p> <p>2 全国委員は総会において選出します。</p> <p>3 全国委員は<u>支部</u>委員であることを要件とします。</p> <p>(財政)</p> <p>第 10 条 本<u>支部</u>の経費は<u>支部</u>会費、<u>支部還元</u><u>金</u>、事業収入および寄付金でまかない、<u>支部</u>会員および購読会員は<u>支部</u>会費を前納しなければなりません。</p> <p>2 <u>支部</u>会費は年額 2000 円とします。</p> <p>3 本<u>支部</u>の予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。</p> <p>4 委員会は<u>支部</u>会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。</p> <p>5 本<u>支部</u>の会計年度は 7 月 1 日よりはじまり、翌年 6 月 30 日に終わります。</p> <p>(規約改正)</p> <p>第 11 条</p>	
--	---	--

<p>いてのみなされ、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とします。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。</p> <p>第2条 この<u>グループ</u>規約は<u>2016年7月1日</u>より効力を発するものとします。</p>	<p>この<u>支部</u>規約の改正は総会においてのみなされ、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とします。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。</p> <p>第2条 この<u>支部</u>規約は<u>2005年01月22日</u>より効力を発するものとします。</p>	
---	--	--